

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：32414

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780426

研究課題名(和文)性被害後の心理的特性とその支援

研究課題名(英文)Psychological characteristics and support after sexual assault

研究代表者

齋藤 梓(SAITO, Azusa)

目白大学・人間学部・専任講師

研究者番号：60612108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：性被害後の援助要請行動、心的外傷後ストレス障害に対する治療選択、性被害者を支援する専門職の連携、有効な精神的支援の在り方について研究を行った。その結果、援助要請行動を促進するためには被害者が自責感を抱くことのないよう社会の認識を変化させることが必要だと考えられた。また、たとえ支援につながったとしても、被害者は回避が強いため、専門職同士が、それぞれの役割を正確に認識しながらも、一歩踏み込んだ連携をすることが必要であると考えられた。さらに、刑事手続支援と並行して、性被害者の非機能的認知を理解した上での、トラウマ焦点化認知行動療法の有効性が確認された。

研究成果の概要(英文)：We studied help seeking behavior after sexual violence, treatment preferences for posttraumatic stress disorder, the cooperation among professional workers supporting victims of sexual violence, and effective mental support. The results showed that it was considered necessary to change the society's perception so that the victim would not have a feeling of guilt and shame in order to promote help seeking behavior. Additionally, even when leading to the provision of support, the victims have an avoidance symptom.; therefore, it seemed necessary for professionals to cooperate one step further while recognizing their roles accurately. Furthermore, in parallel with criminal procedure support, the effectiveness of trauma-focused cognitive behavioral therapy was verified among victims of sexual violence after confirming their nonfunctional perception.

研究分野：臨床心理学

 キーワード：性暴力・性犯罪被害 被害者支援 心的外傷後ストレス障害 ト라우マ焦点化認知行動療法 援助希求
行動 治療選択

1. 研究開始当初の背景

近年、性犯罪や性暴力の被害者（以下、性被害者とする）に対する支援への関心が高まっている。内閣府調査（2005）の結果では成人女性の7.2%が意に反した強制的な性交を経験したことがあると回答しており、潜在的な性被害者の数は、本邦においても決して少なくないことが明らかにされている。そして、深刻な性被害を原因とする精神的ダメージはきわめて大きく、長期にわたることも稀ではない。米国での大規模疫学調査の結果、災害や事故に比べてレイプと強制わいせつの深刻な性被害は、被害者の心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder: PTSD）の発症率が顕著に高かった（Kessler et al., 1995）。

性被害者には医療面、司法面、生活面にわたる各種の社会的支援に加えて、精神的ケアの提供が必須といえよう。精神的ケアを含めた、性被害者への包括的支援の体制が構築され、被害からの回復に向けた適切な支援が提供されることは喫緊の社会的課題である。しかしながら、性被害者の精神的ケアに関してはいくつかの問題点が存在している。

（1）一点目は、積極的な援助希求行動をとる性被害者の少なさ、および適切な PTSD の治療選択に関わる問題である。総理府調査（2000）によれば、強姦・強制わいせつの被害女性のうち、警察に連絡または相談した者の割合は10.7%に過ぎなかった。その背景には、性被害者は強い羞恥心、自責感、他者不信にとらわれ、また周囲の無理解や非難（二次被害）を恐れ、本来正当な援助を求めることさえためらう心境に陥ることがきわめて多いという実態がある（齋藤ら、2008）。また、PTSDについては、治療ガイドラインが整っており、適切な治療法が開発されている。しかし、被害者の治療選択行動に関する研究は、日本ではあまり行われていない。従って、性被害者の援助希求行動および治療選択を促進ないし阻害する要因の検証と、それに基づいた解決策の検討が求められる。

（2）二点目は、援助希求行動の後、適切な精神的ケアにつながる上で欠かすことのできない、被害者支援機関連携に関わる難点である。医療や司法などの各機関で性被害者に対応する専門職が、性被害者のニーズ把握にどのような困難を覚え、また自らの役割分担の認識にどのような混乱があり得るのかをさらに詳細に検証することで、無理解などによる二次被害を低減し、迅速に適切な精神的ケアへとつなげる方策の実現に資することが期待できる。

（3）第三には、性被害者が精神的ケアにつながった後に、性被害者に特化した適切な精神的ケアが提供される環境を整えることで

ある。そのためには、PTSDに対する適切な対応、および性被害者特有の非機能的認知を支援者が学ぶことが必要である。深刻な性被害体験者の多くにおいて、PTSD 関連症状に伴った安全感の喪失、他者不信、過度の自責感、自尊心低下といった非機能的な否定的認知の存在が、長期の精神健康に大きな影響を及ぼすことが知られている（Foa & Rothbaum, 1998）。性被害者の精神的ケアでは傾聴と共感を基本とした支持的カウンセリングだけではしばしば不十分である。従って、性被害者特有の非機能的認知の内容と性質をさらに検証し、そこから得られた知見を実際の精神的ケアに還元することでケア技術の向上を図ることが求められている。

2. 研究の目的

本研究では、適切な精神的ケアをより多くの性被害者が享受できるようになることを目的として、研究開始当初の背景に記載した3つの問題点について研究を行う。

（1）性被害者の援助希求行動および治療選択を促進ないし阻害する要因の検証とそれに基づいた解決策の検討

（2）性被害者を支援する機関あるいは専門職の連携の検討

（3）性被害特有の非機能的認知を念頭に置いた精神的ケアの検証および専門職のケア技術の向上

3. 研究の方法

（1）複数の大学に在籍する学生を主な対象として、無記名の自記式質問紙による調査を実施した。

調査対象者：大学生 298 名

うち女性 234 名

年齢平均 20.73 (SD=3.70)

男性 64 名

年齢平均 20.83 (SD=2.40)

質問項目：

Impact of Event Scale: IES-R (改訂出来事インパクト尺度)

架空事例を使用した援助希求行動に関する質問項目

被害後援助希求態度尺度

自己スティグマ尺度、専門的心理援助要請態度尺度短縮版、援助要請期待尺度、援助要請不安尺度等を参考にし、さらに実際に性被害を受け、被害者支援を行う機関に援助を要請した被害者が語っていた内容を加えて作成したもの。32項目5件法。

PTSD に対する治療選択に関する質問項目

米国で PTSD の治療選択について調査した Cochran, Larry et al. (2008) の研究を参考に、性被害のシナリオ、およびトラウマ焦点化心理療法 (PE, EMDR) と薬物療

法（選択的セロトニン再取り込み阻害薬：SSRI）の効果や進め方、副作用が書かれた説明書を読んだ後で、どちらの治療を選ぶか、あるいはどちらも選ばないかを選択させた。

（2）性被害者支援に関わった経験を一定以上有する専門職および支援者（弁護士、臨床心理士、民間援助団体相談員）を対象として、各1時間程度のインタビュー調査を実施した。調査対象者：12名（女性のみ）
質問項目：性被害者支援における役割、性被害者支援の難しさ、連携について

（3）性被害者の非機能的認知の回復過程を踏まえ、性被害者へのトラウマ焦点化認知行動療法の実施、および機関連携の中での精神的支援について事例をまとめ、学会発表およびリーフレットの作成をした。

4. 研究成果

（1）援助希求行動と治療選択について

援助希求行動

女子大学生234名の回答データを使用して分析を行った。

見知らぬ人から強姦被害を受けたと仮定した場合、誰かに相談すると回答した者は189名（80.77%）であった。親に相談すると回答した者は126名（53.85%）、友人が60名（25.64%）、警察が103名（44.02%）、心理相談機関が43名（18.38%）、弁護士が9名（3.85%）、民間支援機関が7名（2.99%）であった（複数回答有）。相談して求めるものについて、情緒的サポートは164名（70.09%）、具体的サポートは71名（30.34%）、安全確保が128名（54.70%）であった（複数回答有）。

被害後援助希求態度尺度32項目について因子分析（最尤法、プロマックス回転）を行った。その結果、因子負荷量の低い5項目が削除され、27項目から5因子が抽出された。5因子の累積寄与率は52.50%であった。

第一因子に負荷量の高い項目は「相談すると自分が悪いと責められる」「アドバイスされることが怖い」「誰かに相談することで、私は劣等感を感じてしまうだろう」といった項目であった。これは、被害後の非機能的認知である自責感や、被害者に責を求める社会的風潮によって、被害を相談すると他者から責められるという、相談行為への恐怖心があると解釈された。そのため「被害を責められる感覚」因子と命名された。（ $r = 0.83$ ）

第二因子に負荷量の高い項目は「相談すると気持ちが整理される」「相談すると気持ちが楽になる」といった相談への肯定的な感情を持つ内容であると解釈されたため、「相談することへの肯定的態度」と命名された。（

$r = 0.75$ ）

第三因子に負荷量の高い項目は「話すことで思い出したくない」「精神状態の回復にどのような治療が有効か分からない」など相談への否定的な内容であったため「相談することへの否定的態度」と命名された。（ $r = 0.70$ ）

第四因子に負荷量の高い項目は「相談する必要がある」「相談することが役に立つと思わない」といった、相談自体を必要と考えていない項目であったため「相談の必要性の無さ」と命名された。（ $r = 0.68$ ）

第五因子に負荷量の高い項目は「相談をしたら周りの人からの評価が悪くなるだろう」など相談することでの、自分に対する周囲の感情を不安に思うものであったため「周囲の否定的評価への懸念」と命名された。（ $r = 0.77$ ）

誰かに相談する者としめない者、親に相談する者としめない者、友人に相談する者としめない者、警察に相談する者としめない者を独立変数とし、被害後援助希求態度の各因子を従属変数としてt検定を実施した。

誰かに相談する者と相談しない者の平均を比較した結果、「被害を責められる感覚（ $p = .000$ ）」「相談することへの肯定的態度（ $p = .006$ ）」「相談することへの否定的態度（ $p = .025$ ）」「相談の必要性の無さ（ $p = .000$ ）」において有意な差が見られた。

親に相談する者としめない者を比較した結果、「相談の必要性の無さ（ $p = .007$ ）」のみ有意な差が見られた。

友人に相談する者としめない者を比較した結果、「相談することへの肯定的態度（ $p = .009$ ）」のみで有意な差が見られた。

警察に相談する者としめない者を比較した結果、「被害を責められる感覚（ $p = .000$ ）」「相談することへの否定的態度（ $p = .000$ ）」「相談の必要性の無さ（ $p = .000$ ）」において有意な差が見られた。

対象を定めない援助希求行動の場合、援助希求行動を取る者はそうでない者に比べて、被害を責められる感覚はそれ程強くなく、相談することに対して肯定的な思いがあり、具体的に相談する必要があることが分かった。しかし対象を定めた場合、対象によって、差のある援助希求態度が異なっていた。

親に相談する者はしない者よりも、具体的に相談する必要性を感じていることが分かった。友人に相談する者はそうでない者よりも、相談に対して肯定的な思いを持っていることが分かった。そして警察に相談する者はそうでない者よりも、被害を責められる間隔は薄く、相談することへの否定的な思いが少なく、具体的な相談の必要性があることが分かった。

本調査からは、加害者が見知らぬ人であった場合、誰かに相談する者が8割を占め、警察に相談すると回答した者も半数近く存在した。これは、強姦・強制わいせつの被害女性のうち、警察に連絡または相談した者の割

合は 10.7%に過ぎなかったという総理府調査(2000)の調査結果とは相反する結果である。その理由として、第一に、本調査は架空事例を想定しての調査であり、想像上は誰かに相談することが良いと考えているが、実際は相談することが困難であることが考えられる。また第二に、性被害の加害者は多くが見知った人物であるが、本調査では加害者を見知らぬ人物に設定しているため、援助希求行動に対するハードルが下がったことが考えられる。

また、これまで、性被害後に援助希求を妨げる要因として、情報不足や、被害者の落ち度を責める社会的偏見などが指摘されてきた(稲本ら, 2010)。本調査では、相談したことによる「周囲の否定的評価への懸念」は、いずれの相談対象においても相談する者とならないで差が見られなかった。しかし、特に警察への相談に関しては、相談することへの不安と同時に、被害を相談することで自分が責められるのではないかと考え、相談行動が妨げられている可能性が示唆された。本調査で使用した架空事例は、加害者は見知らぬ人物であり、被害者に何の落ち度もない事例である。それでも、援助希求行動を取らないと回答した人々には、被害者に対して社会は責めるだろうという不安が存在した。このことから、性被害は被害を受けた者も責められるという社会的偏見が人々の中に強く内在化されており、それが性被害後の援助希求行動を妨げていることが推測される。

本調査の結果から、援助希求行動には、援助を受けることに対する肯定的イメージの醸成のみならず、性被害において被害者の落ち度を責める社会的偏見の払拭が必要であると考えられる。

性被害者の援助希求行動を扱った研究はこれまでも見られたが、援助希求行動に影響を与える援助希求に対する態度についての研究は多くはない。本研究は、架空事例を使用したものではあるが、性被害後に被害者の援助希求を促進あるいは阻害する要因について検討した点で意義があると考えられる。しかし、本研究で得られた結果が実際の性被害者に適応可能か、また加害者が見知った人である場合や他の犯罪被害との相違など、今後さらに検討を深める必要があると考えられる。

治療選択

調査の結果、トラウマ焦点化心理療法を選択する人が 67.4%、投薬治療を選択する人が 24.5%、どちらも選ばない人が 8.1%だった。また、二乗検定の結果、治療選択において、性差、トラウマ体験の有無、治療歴は有意差がなかった。IES-R 得点について一元配置の分散分析を行った結果、「どちらも選ばない」群の IES-R が「カウンセリング」「投薬」よりも有意に高かった($p < .05$)。

次に理由について分析を行った。自由記述

を分析した結果、カウンセリングを選んだ群からは 337 のデータが、投薬を選んだ群からは 154 のデータが、どちらも選ばない群からは 67 のデータが得られた。それぞれ類似したデータを集め、カテゴリを作成した。カテゴリ名は Cochran, et al., (2008) を参考にした。カウンセリングを選んだ群では、最も出現率が高かった理由が「投薬への不安」であった。投薬を選んだ群では「問題に向き合うことの不安」最も多かった。「どちらも選ばない」群では、「治療への不安」が最も多かった。

日本の大学生では、自分が PTSD になった場合、投薬治療よりもトラウマ焦点化心理療法を選択する傾向が高いと考えられる。しかし「どちらも選ばない」群の IES-R が高いことを考えると、実際にトラウマ反応が出ている場合には、回避症状のために治療希求行動さえもとることができない可能性がある。従って、トラウマに体験する以前に、PTSD や PTSD の治療について適切な知識を伝える必要がある。

また、治療選択の理由の検討からは、治療効果を考えて積極的に治療選択をするよりも、各治療法への不安からもう一つの治療を選ぶという、消極的選択が多かった。トラウマ焦点化認知行動療法と SSRI 両者の副作用について丁寧に説明することで、積極的理由で治療選択を行うことを促進できるのではないか。

これまで、被害後の PTSD に関する治療選択行動については主にアメリカで研究されており、日本での研究はほとんど見られなかった。アメリカと同様、日本においても、説明を丁寧にすることで適切な治療選択が可能になることが分かったことは一定の意義があると考えられる。今後は、治療選択の理由をさらに精査し、より有効な説明の仕方、説明する時期の設定を検討する必要がある。

(2) 性被害者支援における連携について

性被害者支援を実施している支援者(弁護士、臨床心理士、民間機関相談員)12名にインタビュー調査を実施した。

インタビューは同意を得た上で録音し、そのデータを起こしてローデータとした。ローデータを KJ 法を援用して質的に分析した。

分析の結果、それぞれの専門職が役割を果たすことについて「一歩踏み込んだ役割」「精神的な側面を踏まえた役割」「変化してきた役割」等のカテゴリが生成された。「一歩踏み込んだ役割」では、時には他の犯罪被害では行わないような役割も果たさなければならないといった語りが見られた。「精神的な側面を踏まえた役割」では、回避や解離など他の被害に比べて精神的反応が強く表れるため、役割に徹するだけでなく、精神的な面にいっそう配慮した関わりが必要であると語られていた。「変化してきた役割」は、この数年で犯罪被害者や性被害者を取り巻

く法律や制度が変化し、それに応じて役割も変化がみられるということだった。

専門職同士の連携に関しては「業務分担や専門性を明確に伝えて支援を行う」「変化してきた連携」「一歩踏み込んだ連携」等のカテゴリが生成された。「業務分担や専門性を明確に伝えて支援を行う」では、様々な職種の支援者、司法機関が関わるからこそ、それぞれの業務分担を明確にし、お互いが役割を理解しあう必要があるという語りが見られた。「変化してきた連携」では、役割と同様、この数年の法律や制度の変化、そして支援の広がりを受け、より顔の見える連携、包括的な連携へと変化したことが語られた。さらに被害者の精神的反応を考慮した上での「一歩踏み込んだ連携」について、被害者の目の前で連携先に連絡をする、支援者が連携先への信頼を示す等、これまでよりも踏み込んだ連携が行われていた。

さらに性被害者支援の特殊性としては「見通しの立たなさ」「性被害への社会的通念の影響」「被害の影響の強さ」「回避や解離などによる被害の影響の見えにくさ」等のカテゴリが生成された。性被害は他の被害に比べ、社会的通念の影響もあり、刑事手続や民事手続の見通しが立ちにくいいため、支援も困難になるということだった。また、性被害は被害後の精神的反応が強く、特に被害に関係するものを回避する傾向や、感情の麻痺や意識の解離といった反応が出現するため、支援のつながりにくさ、関係形成の困難さがあると語られた。

インタビューの結果からは、性被害者の支援では、性被害後の精神的反応の強さ、特に回避反応によって支援が困難になっていること、そしてその対応として、通常の支援や通常の業務よりも一歩踏み込んだ柔軟な役割分担や連携が必要となることが明らかとなった。

(3) 性被害者支援の実践について

公益社団法人被害者支援都民センターでの性被害者への支援について、複数の事例を組み合わせて作成した架空事例を基に、関係機関との連携や刑事手続支援と共に行う精神的支援、特に PE 療法の実施について学会発表を行い、さらにリーフレット作成、書籍の執筆を行った。

PE 療法はトラウマ焦点化認知行動療法の代表的な一つである。すでに日本においても、PTSD への有効性が検証されている (Asukai, Saito, Tsuruta et al, 2010)。PE 療法では被害者の非機能的認知の修正が、被害者の語りの中に表れる。(公社)被害者支援都民センターでは、東京都人権部との協働事業として、性犯罪等の身体犯罪の被害者に対して PE 療法を提供している。犯罪被害者支援では、刑事手続支援、医療機関での支援、精神的支援など様々な支援が連携して行われる必要がある、PE 療法もその連携の中で実施される

ことで、よりスムーズに導入することが可能となる。

学会にて提示した事例は、顔見知りからの強姦被害であった。被害者は事件後、弁護士への相談を経て警察に届出をした。精神的な動揺が強く、弁護士から都民センターを紹介され、電話相談の後、来所相談にいった。その後、都民センターにて刑事手続支援と並行して、PE 療法を実施した。結果的に事件は不起訴となったが、本人は警察や検察の対応に感謝しながら刑事手続を終えることができた。PE 療法は 9 回で終了し、PTSD 症状は顕著に改善した。被害者は、強い自責感や自分に対する汚れた感覚を持っていたが、それらの性被害者に良くみられる非機能的認知も修正された。

学会発表、クライアントの感想を掲載した PE 療法の説明リーフレットの作成、書籍の執筆を通して、性被害者への精神的ケア技術の普及を行った。PE 療法は、PTSD の治療ガイドラインにおいて推奨されている治療法であるが、日本では広く普及しているとは言い難い現状がある。また、海外においても、PE 療法を被害者支援の第一線で活用している機関は多くはない。従って、本研究で述べられている刑事手続支援と精神的支援、PE 療法が総合的に実施される環境及びその有効性は、性被害者支援において重要な知見である。

現在、海外では PE 療法の治療中断率が問題となっており、今後、性被害者に対する PE 療法の治療中断率や被害者支援での実施について、事例数を増やし、研究を実施することが必要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

齋藤 梓, 鶴田信子, 飛鳥井望 (2016) PTSD のための持続エクスポージャー法 / PE 療法 - 我が国における効果研究と普及, *トラウマティック・ストレス*, 第 14 巻, 26 - 31. 査読無し

齋藤 梓, 鶴田信子, 飛鳥井望 (2014) PE 療法中のナラティブを用いた性被害後に生じる「汚れ感」の質的分析, *心理臨床学研究*, 第 31 巻, 988-998. 査読有

[学会発表](計 7 件)

齋藤 梓, 犯罪被害者に対する精神的ケアと PE 療法の実践 - 事例検討を通じて -, 第 15 回日本トラウマティックストレス学会, 2016 年 5 月 20 日, 仙台国際センター (宮城県仙台市).

齋藤 梓, PE 療法の二次受傷に対して時間経過と役割変化が与えた影響, 第 8 回日本不

安症学会，2016年2月6日，千葉大学（千葉県千葉市）

Azusa Saito, Nobuko Tsuruta, Nozomu Asukai, . PTSD Treatment Choices and Reason for Preference in Japanese Female College Students. International Society for Traumatic Stress Studies, 31st Annual Meeting, 2015年11月6日, New Orleans, U.S.A.

齋藤 梓・鶴田信子・新井陽子・飛鳥井望，被害者支援におけるトラウマ焦点化認知行動療法の実践と機関連携，日本トラウマティックストレス学会，2015年6月21日，京都テルサ（京都府京都市）。

齋藤 梓・鶴田信子・新井陽子・飛鳥井望，PE 療法の日本におけるエビデンスと犯罪被害者に対する実践，日本トラウマティックストレス学会，2014年5月21日，コラッセ福島（福島県福島市）。

齋藤 梓，被害者支援都民センターにおける子どものケア，日本社会精神医学会，2014年3月21日，学術総合センター（東京都千代田区）。

齋藤 梓，性暴力被害者支援（民間被害者支援団体における性暴力被害者支援の実践：自主シンポジウム），日本心理臨床学会，2013年8月25日，パシフィコ横浜（神奈川県横浜市）。

〔図書〕（計 3 件）

齋藤 梓 他（2016） 性暴力被害者への支援 臨床実践の現場から，誠信書房，238（67-104）。

齋藤 梓 他（2015） 性依存症のリアル，金剛出版，196（27-37）。

齋藤 梓 他（2014） 子どもの PTSD-診断と治療-，診断と治療社，292（54-60）。

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

齋藤 梓（SAITO, Azusa）

目白大学・人間学部・専任講師

研究者番号：60612108